で、ペットボトル飲料 で、ペットボトル飲料

で法律で禁止 不要なアイ 不要なアイ があましょう があましょう

1

8

6

て、マ

しょうというというではどを持ちているという。

購参は

入し、エ

くそう

取組みが環境保全の が 人の 必ひた 要とめ でりに

(ID 8 ~ 用しましょ うを切 ・出に・ を流さないように いり袋をつけ、知り袋をつけ、知り袋をつけ、知り袋をからまる。 ・食用廃油は、ばいまではない。 しょう 込ませ燃えるごみに 廃油は、ぼろ布など ・柔軟 4 剤 に細し は しかナ

適 を使

いましょがしてずり

種的談

0部近予塚場41日 曜月 午17

理

士

料

相

談

会

曜

法

律

相

定

員

に

な

後日

時 7

5 月

1

6後6

1月

日

 $\widehat{\mathbb{H}}$

午

前

10

談 室

3 和 6 田 負 支

0階市場時予時日 8) 民所45約(時 民所 45 **約** 相 • 分 8 5 7 0 7 主(貝問

空き家無料 談 会 · 所

なに 者情政 で対 で が に が に が に が に が に が に が に が の 相動 た 務

相談室 分~電話 6月14 分~ 話14時26 で日 4 塚合 3 市せ 3 役先 7 1

火 午 前 政

予費り定

相談 **の** 紹

4

のポイ捨てはなってきカン、なった。 をト もの ってン はやめましょ たばこなど 後は

つ環

け境

て家

み計ま簿

せを

ん

か

美・しが・うの・ ました。 始飼末い を主

> 簿工

温用月組

遺行

言政

無書料士

相の

談相

言者が対け

応ンあ

(火)午

後

会 N P O 法 人空き家コる N P O 法 人空き家コる N P O 法 人空き家コる N P O 法 人空き家コをき家予防をお考えのか空き家予防をお考えのか空き家予防をお考えのかた空き家予防をお考えのかたでは、どんなことでも気にご相談ください。 ロボー 6月28日 (火) 午後日時 6月28日 (火) 中後

気かた

軽たや

ます。温暖化比がの電気に関する。

止べ

口ホ生

ージ

も

ウ

7行予市場1日

72・457・9188 行政書士会泉州支部 予約・問合せ先 大阪 市役所1階) 市民相談室(目 1時~4時

25 阪

0 府

会場議所

相談室 程度

後

2 **2** (祝日の場合は羽 (祝日の場合は羽 (祝日の場合は羽 (祝日の場合は羽 (祝日の場合は羽 (初日の場合は羽 (敬称) (敬称) (敬称) (敬称) (数称)

談

室

一人貝

3

水

曜

꽢

日

(、武輪小百合談員(敬称略)

()

塚

ン市衛

ÎD

8

0

ーできます。

化

モッ

グに

注

ない。 生 と節電とが電いでも はないででする。 はないででする。 はないででする。 はないでは、 ないでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいでできる。 はいできる。 はいでも。 はいできる。 はいでも。 はいでも。 はいでも。 はいでもでもでもでを はいでもでを はいでもでを はいでを はいでを はいでを はいでを はいでを

います。まな、環境を

こしッな地の年取 てトが球体ロ

(D1383)

| (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1

貝塚警察署☎072-431-1234 問合せ先

大麻を始めとした違法薬物の売買にSNSが悪用されていま ਰੇ!

大麻に対する「危険性・有害性はない」といった情報は誤りです!

SNSの怪しい誘いに、軽い気持ちで返信すると

◆捕まる!

違法 大麻を所持することは、大麻取締法により5年以下の懲役 (営利目的の場合は7年以下の懲役、情状により200万円以下の罰 金を追加)と規定されています。

◆薬物依存!

有害 大麻の成分であるTHC(テトラヒドロカンナビノール)は、 脳内の記憶を司る海馬に影響し、不安やパニックなどの神経疾患 を発症させるリスクを上昇させるなど中枢神経に影響を及ぼしま す。

◆家族や人間関係の崩壊!

- 大麻の使用は、覚醒剤やコカインなど、他の薬物乱用に繋 がる危険性が高まります。違法薬物の使用がきっかけとなり、事 件・事故を起こす場合もあるなど、社会や周りの人々にも重大な影 響を与えます。

> 怪しい誘いを見つけたときは 安易に返信せずに相談窓口に連絡ください!

> > 警察相談窓口 #9110



広報交流課

3

7

★土·日·祝日は休み。相談は無料です								市代表番号27072-423-2151		
相 談	В	時	場所	問合せ先	相	炎	8	寺	場所	問合せ先
一般相談	午前8時45分~午後5時15分 第1~4木曜、午後1時~4時 30分[要予約。2週間前から受 付]				人権相談		午前8時45分~午後5時15分		人権政策課	
法律相談							人権擁護委員による相談は、午後 1 時~ 4 時 第 1 ・ 3 金曜:岸和田市立男女共同参画センター 第 4 水曜:貝塚市役所人権政策課			人権政策課 ☎ 433-7160
生活困窮者 自立支援相談	午前8時45分~午後	5時15分		市民相談室	女性相	談	第2・4月曜(要予約) 午後1時~4時		予約時に決定	人権政策課 番 433-7160
消費者相談	午前10時~正年 午後 1 時~ 4 時3 25 433-7190(相談	30分	消費生活	1 433-7085	母子・父子	子相談	- 午前8時45分~午後5時15分		子ども	子ども福祉課 番 433-7021
多重債務相談	毎週火曜(要予 午前10時・午後 1 B		センター		家庭児童相談				福祉課	ช 433-7022
就労相談	午前9時~午後5時15分 就労支援センター 番433-7086				①医療福祉相談(要予約)					
教育相談	月・水・木曜 午前9時15分~午後 ☎ 0120-222-	4 時45分	教育研究 センター	教育相談室 ☎433-7110			②各種医療相談(要予約) ・ガん・医療看護・女性専門 ・薬事・栄養・医療安全・禁煙		日塚佐崎	
行政相談	第3水曜午後2時 (祝日は翌日		市民相談室	広報交流課 番 433-7232	医療相	医療相談	上記の時間などは、申込		具塚病障 ☎422-5	; 365(代表)
総合生活相談	午前9時~午後5時15分		ひと・ふれあいセンター 2422-7523				ください。 ③認定看護師による総合看護相談 平日午前9時~正午(予約不要)			
進路選択支援相談 (奨学金など)	午前11時~午後5時		八一卜交流館 吞 432-5959							

日曜特設一般相談は毎月第1・3日曜に予約制で実施しています。【問合せ先】市民相談室☎072-433-7085